

○羽島市東京圏からの移住支援事業における移住支援金交付要綱

令和元年6月27日

告示第36号

改正 令和2年2月5日告示第14号

令和3年3月29日告示第60号

令和4年3月22日告示第44号

令和5年3月1日告示第27号

令和5年9月28日告示第211号

令和6年3月29日告示第54号

令和7年3月27日告示第51号

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽島市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から羽島市に移住した者に、予算の範囲内において羽島市東京圏からの移住支援事業における移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、第1号に掲げる要件に該当し、かつ第2号から第5号までに掲げるいずれかの要件に該当するものとする。ただし、世帯で申請する場合にあっては、第6号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるいずれの事項にも該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げるいずれの事項にも該当すること。なお、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京23区の大学に通学し、東京23区内の企業等に就職したものについては、通学期間も対象期間とすることができる。

(ア) 羽島市に住民票を移す直前の10年間のうち(この場合、異動日を住民票を移した日とする。以下同じ。)、通算5年以上、東京23区に在住又は、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区に通勤していたこと(雇用者としての通勤の場合にあっては雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)

(イ) 羽島市に住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区に在住又は、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区に通勤していたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

イ 移住先に関する要件 次に掲げるいずれの事項にも該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に羽島市に住民票を移したこと。

(イ) 申請時において、羽島市に住民票を移して1年以内であること。

(ウ) 申請日から5年以上継続して羽島市に居住する意思があること。

ウ その他の要件 次に掲げるいずれの事項にも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること、又は、外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有していること。

(ウ) 過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が5年以上経過し18歳以上となり申請した場合等で羽島市が認める場合を除く。

エ その他市長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次に掲げるいずれかの事項に該当すること。

ア 一般の場合 次に掲げるいずれの事項にも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 3親等以内の親族が代表者、取締役その他経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

- (オ) 求人への応募日が、マッチングサイトにイの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
  - (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- イ 岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は先導的人材マッチング事業を利用する場合 次に掲げるいずれの事項にも該当すること。
- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
  - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
  - (ウ) 当該就業先に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
  - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件 次に掲げるいずれの事項にも該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
  - イ 移住先でテレワークにより勤務し、原則、恒常的に通勤しないこととし、かつ週20時間以上テレワークを実施していること。
  - ウ 所属先企業等から通勤手当として定期券相当の交通費の支給を受けていないこと。
  - エ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 関係人口に関する要件 次に掲げるいずれの事項にも該当すること。
- ア 支給対象者の要件 次に掲げるいずれの事項にも該当すること。
    - (ア) 市内の法人等に就業し、又は市内で起業すること。
    - (イ) 岐阜県又は羽島市が実施する移住定住施策への協力の意思を有していること。

(ウ) 法人、団体又は個人から、羽島市との関わりを有するとして推薦されたこと。

(エ) 移住5年目までの各年、現況等に関するレポート提出を行う意思を有していること。

イ 地域の担い手の確保の要件 次に掲げるいずれかの事項に該当すること。

(ア) 農業、林業、漁業に就業し、又は起業すること。

(イ) 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動又は地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向があること。

(5) 起業に関する要件 申請日以前の1年以内に岐阜県が別に定める公益財団法人岐阜県産業経済振興センター補助金交付要綱に規定するスタートアップ等創業支援事業（以下「起業支援事業」という。）に係る補助金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの移住支援金を申請する場合に限る。） 次に掲げるいずれの事項にも該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に羽島市に住民票を移したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において羽島市に住民票を移して1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

カ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合等で、羽島市が認める場合を除く。

(交付金額)

第3条 移住支援金の額は、単身の場合にあつては60万円、世帯の場合にあつては100万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は世帯につき30万円を加算する。

2 前項前段の規定にかかわらず、前条第3号に掲げるいずれの事項にも該当する者の移住支援金の額は、単身の場合にあっては30万円、世帯の場合にあっては50万円とする。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請をしようとする者は、移住支援金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)、移住支援金の申請用就業証明書(別記第2号様式)及び本人確認書類に加え、第2条各号に掲げる事項を証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定等の通知)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、羽島市東京圏からの移住支援事業における移住支援金の交付決定通知書(別記第3号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、移住支援金の交付が不適当と認めるとき又は予算上の理由等により当該年度における交付ができないときは、羽島市東京圏からの移住支援事業における移住支援金の不交付決定通知書(別記第4号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第6条 市長は、移住支援金の交付決定を行った申請者に対して、申請から4月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者は、移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、羽島市東京圏からの移住支援事業における移住支援金の交付決定通知書再交付申請書(別記第5号様式。以下「再交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに羽島市東京圏からの移住支援事業における移住支援金の交付決定通知書(再交付)(別記第6号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 市長は、東京圏からの移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、申請者に対して東京圏からの移住支援事業に関する報告を求め、及び立入調査を行うことができる。

(交付決定の取り消し)

第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、移住支援金の交付決定を取り消し、羽島市東京圏からの移住支援事業における移住支援金の交付決定取消通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請等をしたとき。
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満で羽島市から住民票を移したとき。
- (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。
- (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消されたとき。
- (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に羽島市から住民票を移したとき。
- (6) 第2条に規定する支援金の対象となる者の要件を欠くことが明らかになったとき。

(返還請求)

第11条 市長は、前条第1号から第4号及び第6号の規定に基づき交付決定を取り消したときは、移住支援金の全額の返還を羽島市東京圏からの移住支援事業における移住支援金の返還請求書（別記第8号様式。以下「返還請求書」という。）により請求するものとする。

2 市長は、前条第5号の規定に基づき交付決定を取り消したときは、移住支援金の半額の返還を返還請求書により請求するものとする。

(延滞金)

第12条 前条の規定により移住支援金の返還を請求された者は、これを返還期限までに納付しなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じその未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月5日告示第14号)

この告示は、令和2年2月5日から施行し、改正後の羽島市東京圏からの移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定は令和元年12月20日以降の申請から適用する。

附 則 (令和3年3月29日告示第60号)

(施行期日等)

1 この告示は、令和3年3月29日から施行し、改正後の羽島市東京圏からの移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定は令和2年12月22日以後に本市に住民票を移した支援対象者について適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の羽島市東京圏からの移住支援事業における移住支援金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和3年11月30日告示第314号)

この告示は、令和3年12月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月22日告示第44号)

この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に移住した者に係る補助対象事業に係る補助金から適用する。

附 則 (令和5年3月1日告示第27号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、改正前の羽島市東京圏からの移住支援事業における移住支援金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和5年9月28日告示第211号)

この告示は、令和5年9月28日から施行し、改正後の羽島市東京圏からの移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定は同年6月23日以後に本市に住民票を移した支援対象者について適用し、同日前に本市に住民票を移した支援対象者についてはなお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日告示第54号）

この告示は、令和6年4月1日から施行し、改正後の羽島市東京圏からの移住支援事業における移住支援金交付要綱第3条第1項及び第2項の規定は同日以後に本市に住民票を移した支援対象者について適用し、同日前に本市に住民票を移した支援対象者については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月27日告示第51号）

この告示は、令和7年4月1日から施行し、改正後の羽島市東京圏からの移住支援事業における移住支援金交付要綱第2条の規定は同日以後に本市に住民票を移した支援対象者の要件について適用し、同日前に本市に住民票を移した支援対象者の要件については、なお従前の例による。